

令和3年1月25日

山形県プレミアム付きクーポン券事業
参加飲食店事業者 各位

山形県消費応援事業実行委員会
(事務局 山形県産業労働部商業・県産品振興課)

1月26日(火)以降における「山形県プレミアム付きクーポン券」の
飲食店での利用の部分的再開について

標記事業につきましては、ご参加いただきありがとうございます。

「山形県プレミアム付きクーポン券」の利用については、12月28日(月)から1月25日(月)までの間、飲食店での利用を控えていただくよう、県民の皆様と呼びかけてきましたが、1月26日(火)以降は、これまでの感染防止対策に加え、以下の取組みの徹底を呼び掛けることとし、飲食店での利用を部分的に再開することとなりましたので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

- ① 飲食店でのテイクアウトやデリバリー(出前)等を、積極的に活用いただくこと
- ② 食事をする場合は、「1人で」または「普段一緒に生活している人と」利用していただくこと
- ③ アルコールを伴う食事での利用は、当面の間控えていただくこと
- ④ 県外の方や、県内の方でも緊急事態宣言地域・感染拡大地域と往来した方との食事は控えていただくこと
- ⑤ 業種別の「感染拡大予防ガイドライン」を遵守している飲食店を利用すること

なお、今後の感染状況等によっては、対応を変更する場合があります。

また、「山形県プレミアム付きクーポン券」の利用期間は、3月31日(水)までとなりますので、よろしくお願いいたします。

山形県プレミアム付きクーポン券の利用期間(延長後)

令和3年3月31日(水)まで

<注意事項>

- ・ この利用期間の延長は、飲食店に限らず、全ての業種(全参加事業所)での利用期間が延長になります。
- ・ 利用期間の延長に伴い、換金スケジュールも延長する予定です。詳細は、後日郵送でお知らせします。

引き続き、感染拡大予防ガイドラインを遵守し、お客様に対しても感染防止策の徹底をお願いいたします。

山形県消費応援事業実行委員会事務局
(山形県産業労働部商業・県産品振興課)
TEL 023-630-2365/FAX 023-630-3371

事業者(店舗)向けコールセンター番号：0570-666-812